



埼玉県報

第 3062 号
平成 30 年(2018 年)
12 月 11 日
火曜日

目次

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 埼玉県朝霞地方庁舎ほか 58 施設で使用する電気に関する落札者等の公示（管財課）
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 戸田都市計画都市再開発の方針の変更及び図書の縦覧（市街地整備課）
- 桶川都市計画事業加納原土地地区画整理事業の事業計画変更（第 1 回）（市街地整備課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定の取り消し（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更（選挙管理委員会）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告示

埼玉県告示第千二百八十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成三十年十二月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成三十年十二月十一日（火）から平成三十一年一月十五日（火）まで

五 採用予定月

平成三十一年三月下旬から四月上旬

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成三十一年一月十九日（土）又は同月二十一日（月）のいずれか指定された日

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

告 示

埼玉県告示第千二百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県朝霞地方庁舎ほか58施設で使用する電気 予定使用電力量17,978,659キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年10月11日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

317,278,872円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年8月24日

告 示

埼玉県告示第千二百八十二号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百八十三号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

川越市全域（百九・一三平方キロメートル）

四 作業期間

平成三十年十一月十二日から平成三十一年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十四号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

利根川水系渡良瀬遊水地付近

四 作業期間

平成三十年十二月十五日から平成三十一年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―二―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県児玉郡美里町大字甘粕字橋壁一四〇五―一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万千十七立方メートル

告 示

埼玉県告示第千二百八十六号

和光市から和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により戸田都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成三十年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百八十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市加納原土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十九年一月二十七日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字加納字原の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字加納千五百五十番地

五 設立認可の年月日

平成二十九年一月二十七日

六 変更認可の年月日

平成三十年十二月十一日

告 示

埼玉県教委告示第三十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年十二月十一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成三十年十二月十八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第四十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、戸田市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があつた。

平成三十年十二月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
戸田市笹目コミュニティセンター	埼玉県戸田市笹目三丁目十二番地の一	戸田市長	二百五十二人
戸田市立東部福祉センター	埼玉県戸田市下前一丁目二番二十号	戸田市長	五十人

告示

埼玉県選管告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、戸田市選挙管理委員会から次のとおり施設の名称及び収容人員の変更があつた旨の報告があつた。

平成三十年十二月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
(旧) 戸田市福祉青少年会館	埼玉県戸田市川岸二丁目四番八号	戸田市長	(旧) 百八十人
(新) 戸田市障害者福祉会館			(新) 百二十人

告 示

埼玉県選挙管告示第四十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十年十二月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成三十年十二月二十日 午後四時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員一般選挙について

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ウ その他